

久留倍官衙遺跡保存整備基本設計書（案）

2011年9月24日
四日市市教育委員会

目次

第1章 基本設計立案の前提となる計画（P1～P4）

第2章 設計条件（P5～P17）

- 第1節 指定状況
- 第2節 遺構の概要
- 第3節 自然条件
- 第4節 社会条件
- 第5節 関連計画
- 第6節 整備方針

第3章 基本設計（P18～P39）

- 第1節 遺構整備計画
- 第2節 ガイダンス施設等の計画
- 第3節 造成・雨水排水施設計画
- 第4節 植栽計画
- 第5節 管理・運営計画
- 第6節 利活用計画

第1章 基本設計立案の前提となる計画

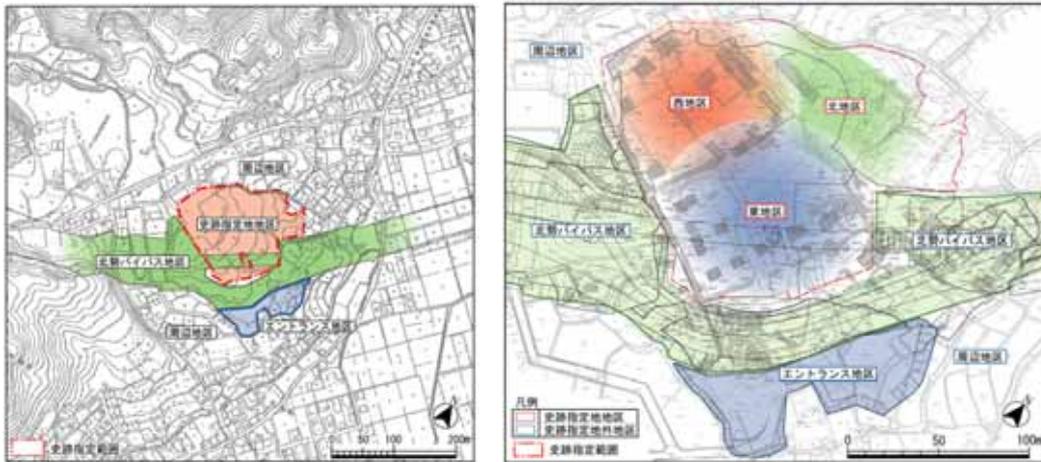
国史跡久留倍官衙遺跡の保存並びに活用整備に向けての基本設計をとりまとめるに際し、その前提条件ともなる『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』（以下「基本計画」という）が平成19年3月に策定されている。基本計画では、整備目標を「 - 壬申の乱・聖武天皇行幸のゆかりのある地として、訪れた人々が歴史を追体験し、古代の役所の姿や、往時のダイナミックな歴史の展開に思いを馳せることができる空間とする - 」とした。

ここではこの基本計画の骨子を示しておく。

【地区区分と地区別整備方針】

地区区分

計画地は遺構の分布状況、地形や植生等自然条件、また現況土地利用等社会条件により、地区毎に差異を有している。そのため、地区毎の特性に応じた地区区分を行い、整備の基本的考え方に基づき、また整備目標の具現化に向けて地区毎の特性を反映した整備方針を設定する。計画地はその特性等により大きく史跡指定地地区と史跡指定地外に区分し、これらの地区はさらにいくつかの地区に区分する。



周辺地区、北勢バイパス地区、エントランス地区は史跡指定地外

周辺地区の保存管理方針

- ・丘陵上部平坦面の北西で検出した溝は北西方向で交差すると想定されるが未確認であるため、計画的に範囲確認調査を行う。
- ・各種開発等に対しては文化財保護法等、各種関連法令に基づき遺跡の保存を行うものとする。
- ・関連遺跡等についても必要に応じて調査を実施し、調査結果に基づいて久留倍官衙遺跡と一体的な活用を検討する。

【基盤整備計画】

造成計画

貴重な地下遺構が残る計画地の造成の基本的な考え方は以下に示すとおりである。

- ・発掘調査等により検出された、遺構レベルに基づき、整備レベルを決定する。
- ・可能な限り、往時の地形の復元に努める。
- ・造成工事に際しては、遺構面を必要な厚さで覆土することを原則とする。
- ・計画地周辺の道路等とのすりつきは、違和感のないものとする。
- ・造成は、整備後の維持管理にも考慮し、周辺の住環境にも配慮したものとする。
- ・造成工事に際しては、遺構に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いには細心の注意を払う。

雨水排水計画

計画地における雨水排水は以下に示すとおりである。

- ・往時の地形復元を目指した造成レベルに従った雨水排水系統とする。
- ・整備後の舗装、植栽等による表土処理は、雨水等の流出係数、流出量を十分に考慮する。
- ・区画溝などの遺構で可能なものについては、復元的整備により活用することを検討する。
- ・史跡指定地地区の雨水排水は、暗渠により道路下を横断しエントランス地区へ流すものとする。
- ・必要に応じて、貯水機能を持つ調整池を設置する。

【遺構整備計画】

遺構整備についての基本的な考え方は以下に示すとおりである。

遺構表示は、西地区と東地区の代表的な時期の遺構について表示するものとする。

空間を多様な活動の場として活用するため、平面表示を基本とする。

西地区における政庁の表示は、主要建物は復元展示や立体表示を検討する。特に、八脚門は、史跡整備・活用のモニュメント施設として、門と門に取り付く塀の復元展示を検討する。

東地区における正倉院の遺構表示は、平面表示を基本にする。

西地区、東地区とも遺構の時期の違いを明確にするための整備手法を検討する。

現段階では下表計画を基本とする。整備の実施段階においては、市民活動の場となり、その市民活動そのものが史跡の維持管理にも繋がるよう配慮した整備方法も検討する。

遺構の性格や時期差を確認するための発掘調査等各種調査を実施し、情報を得るものとする。

久留倍官衙遺跡における遺構整備計画

区分	細区分	整備手法	対象	整備概要
史跡指定地地区	西地区	遺構復元展示整備・ 遺構立体表示整備・ 遺構平面表示整備・ 半立体表示整備	八脚門・正殿などの 主要建物及び主要建 物以外	主要建物については、復元展示もしくは立体表示を検討する。休憩舎としての利用も検討する。また、主要建物以外は、平面表示や柱を数十cm立ち上げるなどした半立体表示を中心として検討する。なお、柱跡については多様な利用に支障のないものは半立体的に表示し、ベンチとしても活用することも検討する。
	東地区	遺構平面表示整備	正倉跡・区画溝など	建物跡や区画溝の規模、形状は平面的な表示を検討する。北勢バイパスの高架下であるため、高架橋のメンテナンスに配慮した整備手法を検討する。

【ガイダンス施設整備計画】

単に遺物の展示や、遺跡の内容を総合的に案内、解説した展示館的機能ばかりでなく、屋外にある実物の展示物、教材（遺構等）と一体となり、かつこれらを補完できるような情報を発信し、受信できるような機能も有し、久留倍官衙遺跡に関する総合的な保存・活用施設、さらには運営・管理施設としての役割を果たす必要がある。

【関連施設整備計画】

関連施設として、次の施設整備を計画する。

学習案内施設

- (ア) 案内板・・・計画地全体の施設配置や内容等を案内する。計画地入口部に設置する。
- (イ) 説明板、名称板・・・整備遺構等についての解説を行う。整備遺構等に適宜名称板を設置する。

園路・広場施設

園路、広場施設については利用方法、維持管理、地形等を考慮した仕様を検討するとともに、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの整備を行う。

休養施設

- (ア) 四阿、ベンチ、縁台等・・・広場等の適所に設置する。施設の仕様・デザイン等は景観にふさわしいものとする。

便益施設

- (ア) 駐車場、駐輪場・・・ガイダンス施設に隣接して整備する。舗装は芝生や自然色舗装等歴史的景観にふさわしいものとする。
- (イ) 便所・・・ガイダンス施設内に設置する。

その他施設

- (ア) サイン施設・・・道標等を適宜設置する。
- (イ) 供給施設等・・・給電、給水施設や処理施設を必要に応じ整備する。
- (ウ) 照明灯、車止め等・・・必要に応じ適宜設置する。
- (エ) 転落防止柵・・・調整池や斜面地で見学者等が転落するのを防止するために設置する。

【維持管理計画】

地域住民等のコンセンサスの確保

整備を進めていくうえで早い段階から史跡公園の維持管理や運営についての地元説明会・勉強会を開催したり、市の広報や、インターネット等を利用して説明、案内を発信したりするなど、あらゆる手段を講じて地域住民等のコンセンサスを確保するように努める。

関係諸機関との連携・調整

庁内の関係部局はもとより、県や国の関係諸機関、部局等の密接な連携や、調整窓口の設置、定期的な情報交換のための会合を開催するなどし、起こり得る行為や事業等について十分把握し、維持管理を進めていくための条件を整理するとともに、関連法規制等への対応も行うようにする。

【利活用の計画】

久留倍官衙遺跡が、四日市市民にとって四日市市を代表する文化財であり、未来へと守り伝えられるべき文化財であると同時に、身近な文化活動（学校教育、生涯学習等）やレクリエーション活動の場となるよう、日常的な利用を積極的に推し進めるものとする。

< 利活用のための基盤整備 >

その他の文化財や文化施設、周辺観光地との有機的ネットワーク化やボランティア等によるガイドシステムの構築、各種イベント開催などにより来訪者にとっての史跡の魅力アップを図り、同時に各方面への波及効果を高め、地域の特色あるまちづくりへも寄与するよう努めるものとする。

< 利活用計画 >

学校教育分野での活用

市立博物館の教育普及事業との連携

ガイダンス施設における出土品の常設展示、企画展示

市民による史跡活用イベントの企画・運営や保存・愛護活動に対する支援

第2章 設計条件

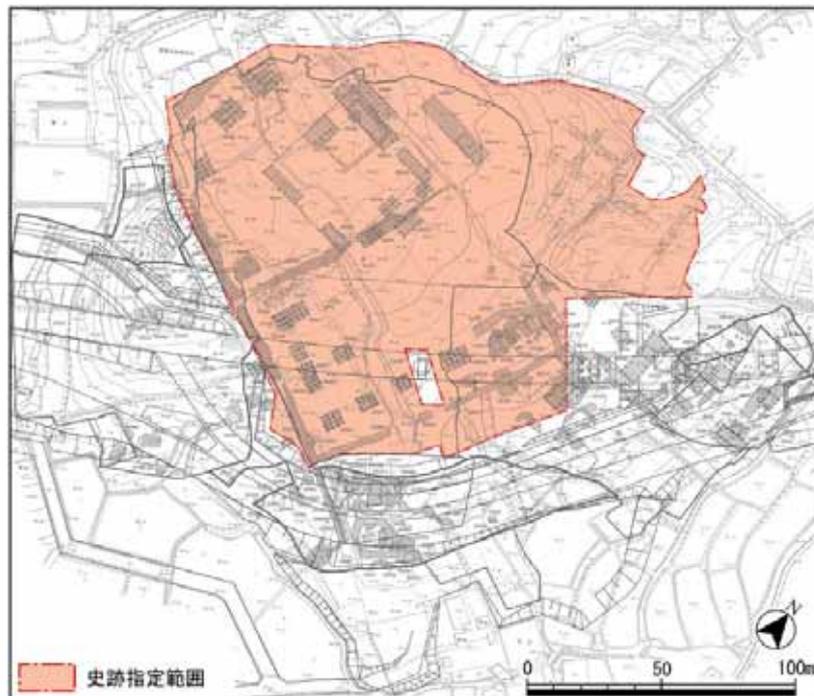
第1節 指定状況

1	名称	くろべかんがいせき 久留倍官衙遺跡
2	種別	史跡
3	所在地	四日市市大矢知町字久留倍 2267-8 番地外 12 筆、道路敷
4	面積	21,450.51 m ²
5	指定年月日	2006 年（平成 18）7 月 28 日
6	所有者関係の概要	国土交通省・財務省・四日市市
7	管理団体	四日市市
8	指定理由	

四日市市北部の、朝明川と海蔵川とに挟まれた丘陵の東先端部に位置する古代の官衙遺跡。多数の掘立柱建物を検出し、官衙の政庁や正倉院であることが判明した。検出した遺構は大きく 期から 期に分けられ、 期は政庁、 期は長大な東西棟建物群、 期は正倉院と、時期によって異なった構成を示す。中でも 期と 期の建物群は東を正面とする特徴をもつ。年代は不明な点もあるが、少なくとも 期は 8 世紀後半に機能していたものと考えられ、期の成立は 7 世紀代に遡る可能性もある。

久留倍官衙遺跡は官衙の政庁や正倉院等が時期ごとに場所を違えて展開するもので、その構造や規模からみて古代伊勢国朝明郡衙跡である可能性が高い。壬申の乱の際に大海人皇子が朝明郡衙に立ち寄ったことが知られており、本遺跡との関係が注目される。

久留倍官衙遺跡は政庁、正倉院等が明瞭に把握でき、その変遷が判明する点で貴重である。また、古代国家の地方支配体制の成立、展開過程における官衙の在り方を具体的に示すものとして極めて貴重である。



史跡指定範囲図

第2節 遺構の概要

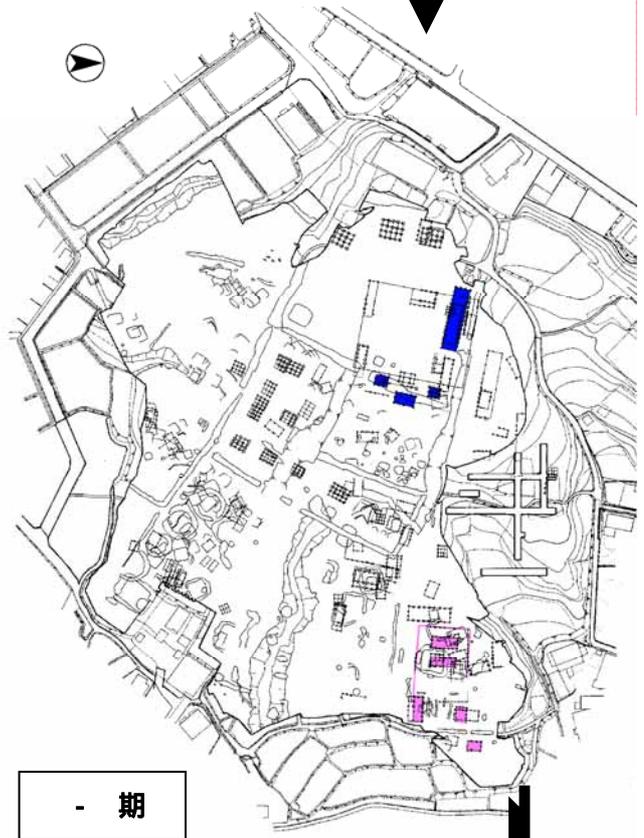
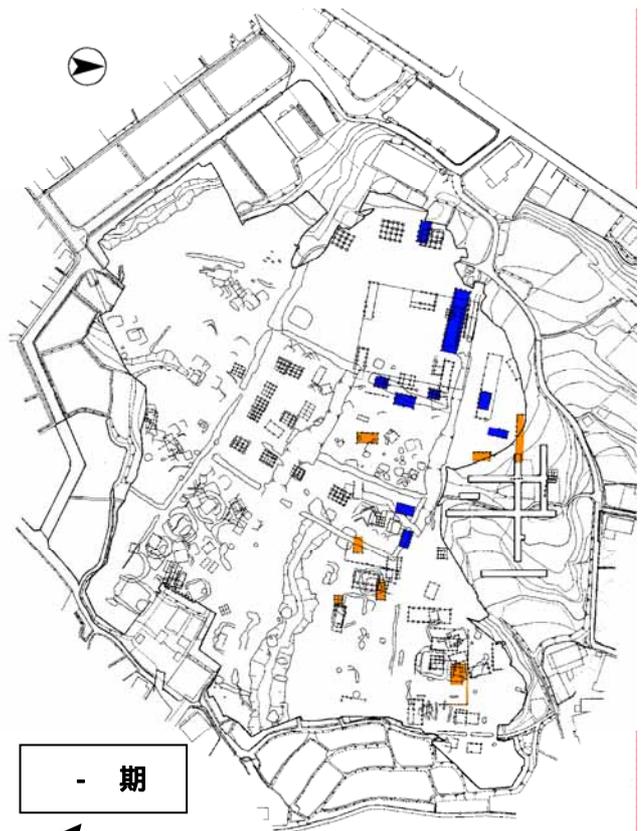
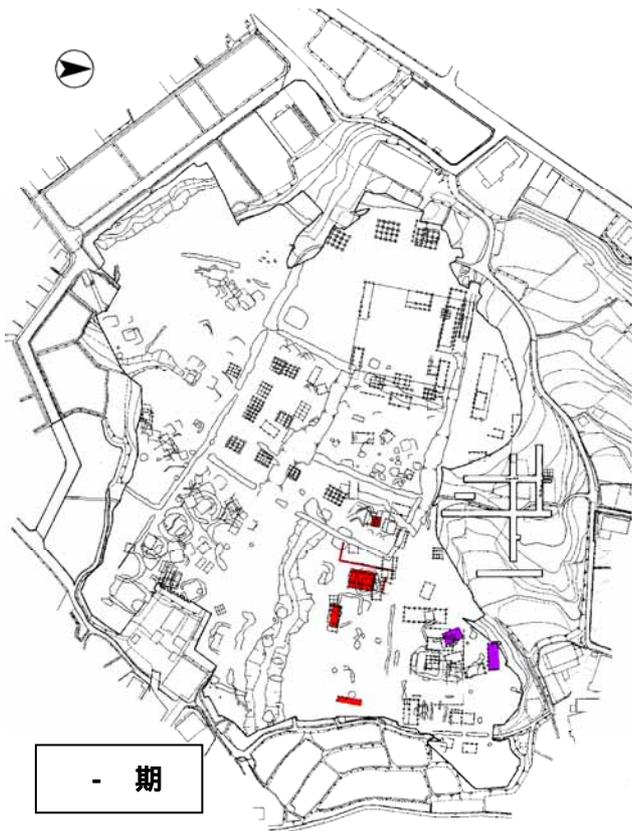
久留倍官衙遺跡は、弥生時代から中世にかけての複合遺跡で、東方に伊勢湾を望む標高約30mの丘陵のほぼ全体が遺跡となっている。特に古代に関しては、丘陵上部平坦面（以下、平坦部）では正殿・脇殿・八脚門などを備える東を向く政庁や、東西棟の長大な掘立柱建物群、丘陵東斜面（以下、斜面）では区画溝で囲繞された正倉院、丘陵北東側の裾部（以下、裾部）では官衙関連施設と考えられる多くの建物群を検出した。

時期変遷については、「基本計画」でも記したように、様々な変遷案が考えられる¹。斜面に造営された倉庫群は正倉院と大方は考えられるが、一方、平坦部と裾部で確認された建物群は、平坦部・斜面・裾部の各々の建物群との組み合わせ方によって様々な性格が考えられる。平坦部で確認された建物については、朝明郡内に所在した東向きの政庁を伴う官衙遺構ではあるものの、その性格については、指定理由にもある朝明郡衙をはじめとして、郡衙支所・駅家などがあげられる。また、東西棟の長大な掘立柱建物群は、正倉院・正倉別院・聖武天皇の東国（伊勢）行幸時に用いた朝明頓宮などがあげられる。

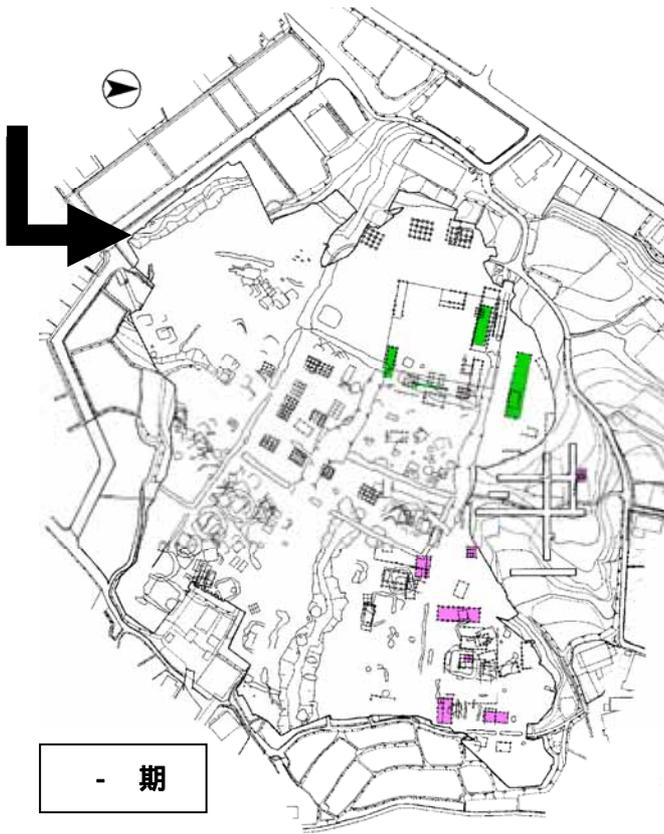
遺構整備に当たっては、建物の重複関係、建物の方位、出土遺物の年代などをもとに下表の変遷に基づき遺構整備を行うこととする。

久留倍官衙遺跡変遷

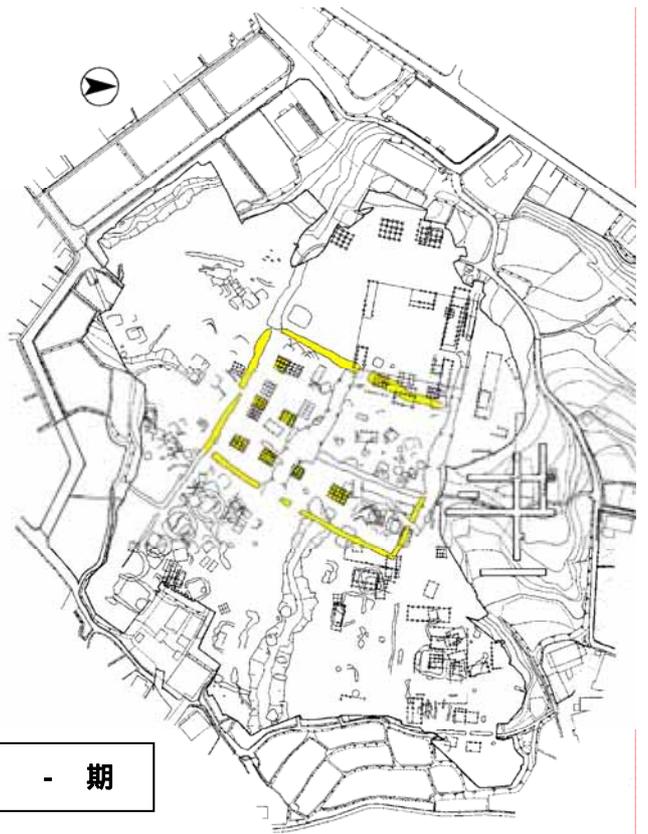
大期/小期	遺構概略	建物方位	年代	性格
官衙以前	竪穴住居や掘立柱建物で構成。SB412(期)の東正面にSH509、SB90(期)と重複してSH59・65あり。		7c後半	集落
期	丘陵裾部に廂付南北建物(SB412A)・東西建物(SB455)・南北建物(SB414)、SB412の後背に堀で囲まれる総柱建物(SB402)あり。方位はN10°E。また、北側縁辺部には方位が異なる建物群(SB1317・1357)あり。	N10°E N2°W N24°W	7c末～ 8c初頭	官衙的建物群 ブレイク(評価の可能性も想定)
	丘陵上部に正殿(SB436)・脇殿(SB443・444)・八脚門(SB434)で構成されるコの字形の政庁、後背には正倉2棟(SB429・430)あり(N10°E)。また裾部は - 期の建て替えて政庁と同方位の建物群(SB412B・454)あり。SB412Bは堀(SA477B)を伴う。さらに裾北側に建物間隔各3.5mで同一方位(N16°W)で構成される建物群(SB1321・1318・1358)あり。	N10°E N16°W	8c前半	政庁
期	丘陵上部に長大な東西側柱建物(SB437A)を中心として、側柱建物(SB433A・445・449・465)、総柱建物(SB432A・435A)が同方位(N13°E)であり。また一段下がってSB446・466・464、裾部にSB415・416・453、裾北側に堀(SA1322)を伴うSB95・99(2棟は重複する)あり。いずれも同方位(N1°E)をもつ。	N13°E N1°E	8c前半 ～後半	長大な東西棟を中心とした建物群
	丘陵上部は同一建物の建て替えが行われ、長大な東西建物(SB437B)を中心として、側柱建物(SB433B)、総柱建物(SB432B・433B)で構成(N13°E)。一方、裾北側では、堀(SA98・491・1323)を伴い東西に並列する側柱建物群(SB410・94)、その東側にSB90A・92・96あり。同方位(N4°E)である。	N13°E N4°E		
	丘陵上部は、 - の中心建物(SB437)と同一場所に東西側柱建物(SB438A)、一段下がって長大な東西側柱建物(SB439)、東西側柱建物(SB431A)、東側にSA471で構成。同方位(11°E)である。一方、裾部西では廂付建物(SB405)・南北側柱建物(SB409)・総柱建物(SB406)が、東では廂付建物(SB90B)・南北側柱建物(SB91)・総柱建物(SB97)がそれぞれ同規格のセット関係をもつと想定される。またやや離れてSB406と同規模と考えられる総柱建物(SB470)ある。	N11°E N4°E		
期	丘陵上部では - 期の東西建物群の建て替え(SB438B・431B)と廃止が行われる。また大型の正倉(SB428)を加え、上部平坦部を囲む溝(SD898・495・494)が掘削されると想定。一方、斜面では正倉群が造営、東列(SB420A・421A・422A)、中列(424A・452A)、西列(SB426A)が建てられる。また正倉群を囲む溝(SD312・902・903・891・892・899・156)が掘削され、丘陵上部と斜面にまたがる正倉院が形成される。	N11°E N27°E N25°E	8c後半 ～9c末	正倉院
	丘陵上部の正倉(SB428)と区画溝を廃止し、その代わりに上部と斜面の境に区画溝(SD900・901)を掘削して、正倉院を斜面のみとする。また大型正倉(SB428)の代わりに大型正倉(SB400)を建築、他の正倉の建て替えも行われ、東列(SB400・420B・421B・422B)、中列(SB424B・452B)、西列(SB426B)となる。	N27°E		
	正倉の建て替えと廃止が行われる。西列SB426Bを廃止しその北側にSB441、中列SB424Bを廃止し、その東西にSB423・425Aを建築、また東列はSB420C・421C・422Cに建て替え。	N27°E N32°E		
官衙以降	正倉の建て替えや、他の地区での掘立柱建物も見られるが、建物の規格性がみられず、また正倉院の区画溝も埋没したと想定され、以降は官衙としての機能が停止したと考えられる。		10c～	



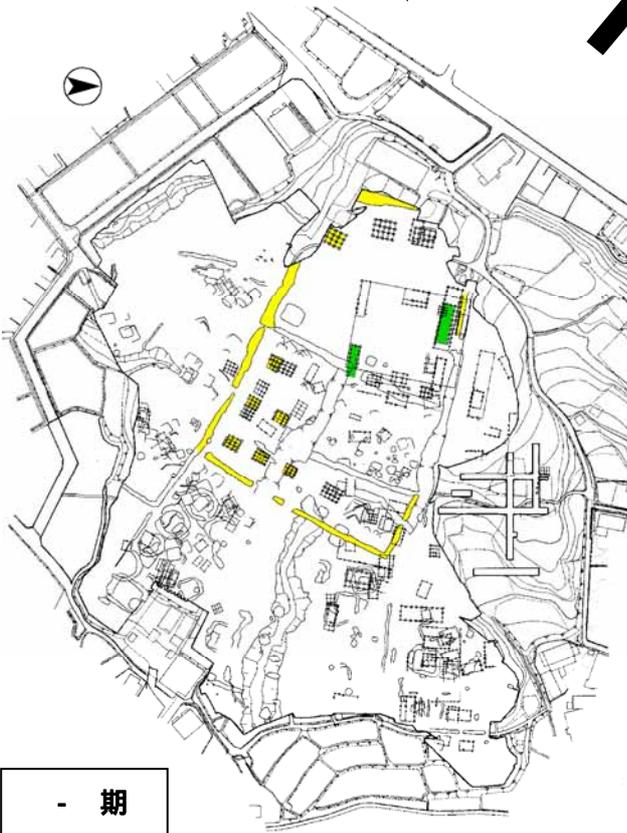
久留倍官衙遺跡変遷図（ - 期 ~ - 期）



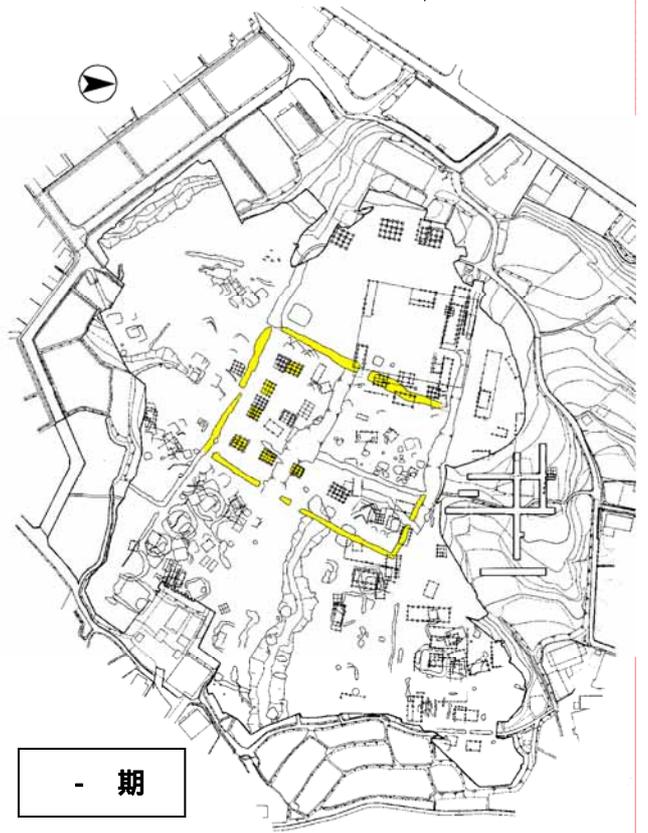
- 期



- 期



- 期



- 期

久留倍官衙遺跡変遷図（ - 期~ - 期）

各時期の代表的な建物の特徴について記述する。

期

【SB412A・B】

- ・桁行5間、梁行3間の南北棟で、東面に廂を設けている。
- ・建物規模は桁行11.25m、梁行5.4m。柱掘りかたは隅丸方形で一辺1.1m。
- ・東面廂付から廂なしの建物(SB412B)へ建て替えが行われる。
- ・廂の柱掘りかたはやや小ぶりの円形。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

【SB436(正殿)】

- ・後世の耕作などによって建物の南側の一部は、削平を受けている。
- ・桁行5間、梁行3間の南北棟で、東面に廂を設けている。
- ・建物規模は桁行11.25m、梁行7.50m。柱掘りかたは方形で一辺0.7~1.0m。
- ・柱間は2.25m等間、梁柱間は1.8m等間。
- ・柱ほりかたの周りにはいくつかのピットが点在するが、規則性は認められず、足場柱穴とは断定できない。
- ・正殿の後方柱列(西側)と左脇殿後方柱列(西側)の間では、塀と思われる柱痕跡が確認されている。
- ・建て替えは行われていない。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

【SB444(左脇殿)】

- ・後世の耕作などによって建物の北側の柱列は、ほとんど削平を受けている。
- ・桁行8間、梁行2間の東西棟である。
- ・建物規模は桁行16.80m、梁行4.20m。柱掘りかたは方形で一辺0.6~1.2m。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

【SB443(右脇殿)】

- ・後世の耕作などによって建物の北側の柱列は、ほとんど削平を受けている。
- ・東側の梁行は、柱ほりかた・柱痕跡とも確認できない。
- ・桁行7間以上、梁行2間の東西棟である。
- ・建物規模は桁行15.75m以上、梁行3.90m。柱掘りかたは方形で一辺0.6~1.2m。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

【SB434(八脚門)】

- ・桁行3間、梁行2間の南北棟である。桁行中央が幅広く、戸口を1つの備えたいわゆる「三間一戸」である。
- ・桁行6.6m、梁行4.2mで、桁行柱間は北から1.8m+3.0m+1.8m、梁行柱間は2.1m等間である。南側の柱穴間は2.4mの等間、北側については2.25mの等間と思われる。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。
- ・この門に取り付く塀の柱穴については、南側で4個、北側で3個を確認した。

【SB429】

- ・桁行4間・梁行3間の総柱建物で南北棟である。

- ・桁行 9.6m、梁行 7.65mで、桁行柱間は 2.4m等間、梁行柱間は 2.55m等間である。柱ほりかたは約 1 mの隅丸方形で、柱の抜き取り痕跡を確認した。
- ・概ね西側 2 列は西側へ、東側 2 列は東側へ抜き取られる傾向が見られる。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

【SB430】

- ・桁行 4 間・梁行 3 間の総柱建物で南北棟である。
- ・桁行 9.0m、梁行 7.65mで、梁行柱間は 2.25m等間、桁行柱間は 2.55m 等間である。柱ほりかたは、1 m強の隅丸方形で、柱の抜き取り痕跡を確認した。
- ・建物方位はN - 10° - Eである。

期

【SB437A・B】

- ・建物の北東部分は後世の削平により、柱穴を検出できない所もある
- ・桁行 14 間・梁行 3 間の東西棟である。
- ・桁行 29.4m、梁行 6.9mで、桁行柱間は 2.1m等間、梁行柱間は北から 2.4m + 2.1m + 2.4mである。
- ・建て替えを行っており、古い柱ほりかたは隅丸方形で一辺約 1.2mと大きく、新しい柱ほりかたは一辺約 0.8mとやや小さい。
- ・建物方位は、N - 13° - Eである。

【SB433A・B】

- ・桁行 4 間・梁行 2 間の側柱建物で南北棟である。
- ・梁行の北側中央の妻柱と、桁行の東側、北から 2 番目の柱穴は確認できなかった。
- ・梁行 9.15m、梁行 5.1mで、桁行柱間は北から 2.25m + 2.25m + 2.25m + 2.4mである。梁行柱間は 2.55m等間である。
- ・建て替えを行っている。
- ・建物方位はN - 13° - Eである。

【SB438A】

- ・建物の北東部分は後世の削平を受けているが、桁行 8 間・梁行 3 間の側柱建物で東西棟である。
- ・桁行 18.0m、梁行 5.55mで、桁行柱間は 2.25m等間、梁行柱間は北から 1.95m + 1.65m + 1.95mである。建て替えを行っており、古い柱ほりかたは一辺約 1m、新しい柱ほりかたは一辺約 0.8mと小さくなる。
- ・建物方位はN - 11° - Eである。

【SB439】

- ・建物の北側柱筋は後世の削平が激しくほとんど確認できていない。
- ・桁行 14 間・梁行 3 間の東西棟である。
- ・桁行 30.0m、梁行 6.75mで、桁行柱間は東西ともに 2 間分が 2.25m、その間の 10 間分は 2.1m等間で、梁行柱間は 2.25m等間である。
- ・建物方位はN - 11° - Eである。

期

【SB428】

- ・ 桁行3間・梁行3間の総柱建物で南北棟である。
- ・ 桁行7.65m、梁行6.75mで、桁行柱間は2.25m等間、梁行柱間は2.55m等間である。柱ほりかたは1m強の隅丸方形で、柱の抜き取り痕跡を確認した。
- ・ 建替えはなし。
- ・ 建物方位はN - 25° - Eである。

【SB400】

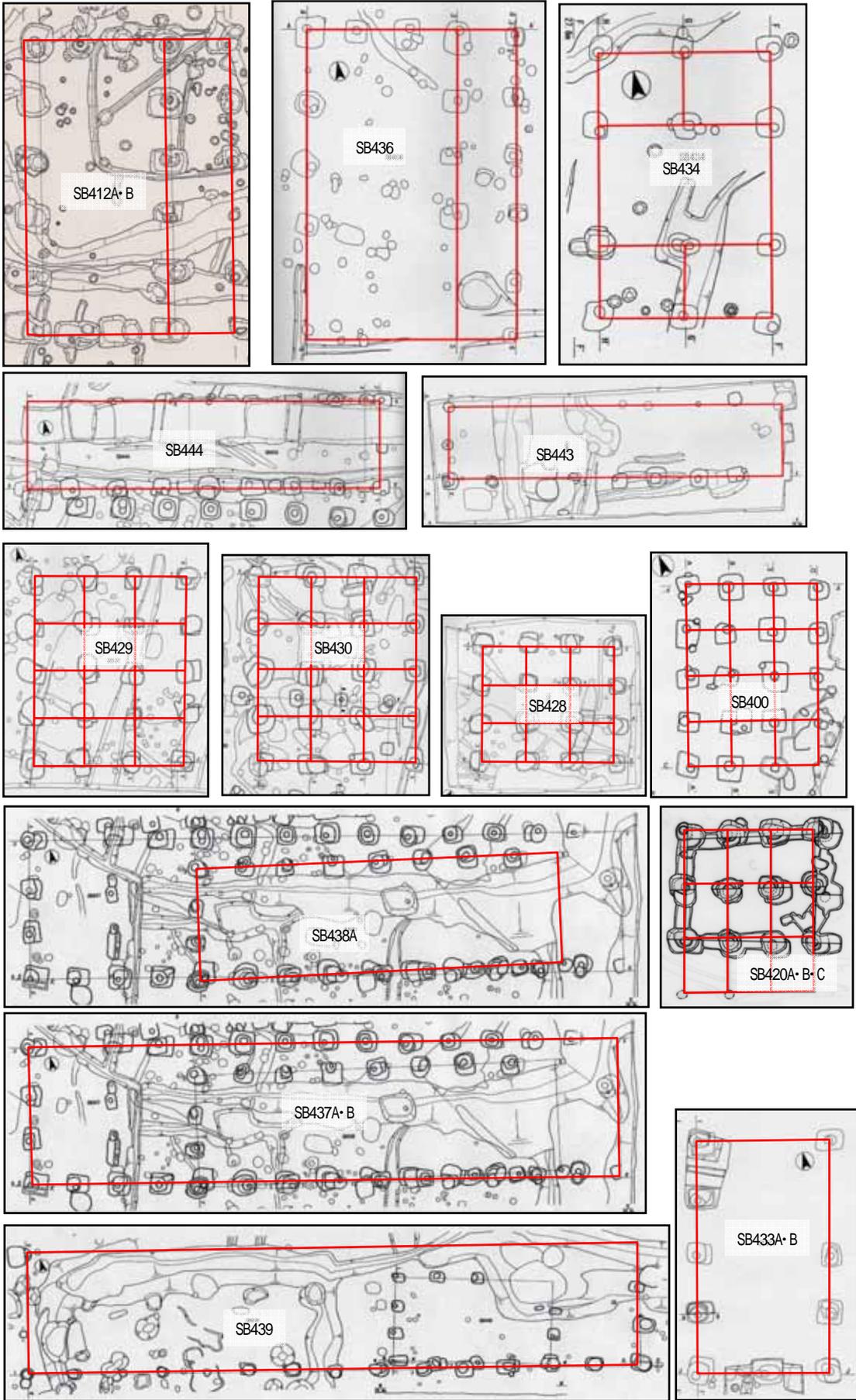
- ・ 桁行4間・梁行3間の総柱建物で南北棟である。
- ・ 桁行8.4m、梁行5.85mで、桁柱間は2.1m等間、梁柱間は1.95m等間である。柱掘りかたは隅丸方形で、長辺1.3m×短辺0.8mと大きい。
- ・ 深さは、側柱が0.3m、束柱が0.1mで穴底のレベルは束柱に比べて側柱の方が深い。
- ・ 後世の耕作などによって建物の南東隅の柱掘りかた、削平を受けている。
- ・ 建替えはなし。
- ・ 建物方位はN - 27° - Eである。

【SB420A・B・C】

- ・ 2回の建替えがある。
- ・ A・Bは桁行3間(4.95m)×梁行2間(3.90m)の東西棟の総柱建物。柱掘りかたは、四周をいったん布掘りした後、この布掘り底面から柱位置をさらに壺掘りをして、柱を立てている。
- ・ CはBの南側を1間分拡張し、桁行3間(4.50m)×梁行3間(5.85m)の南北棟の建物
- ・ 建物方位はN - 27° - Eである。

【註】

- 1 久留倍官衙遺跡の変遷や遺構の性格についての主な論考には、下記の発表資料・文献がある。
 - ・ 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢 朝明郡家跡の発見を契機として (上)(下)」『史料191・192号』皇學館大学史料編纂所、2004
 - ・ 山中敏史「久留倍遺跡と朝明郡衙正倉」『第1回久留倍遺跡シンポジウム 朝明郡と二人の天皇～久留倍遺跡からみえるもの～』シンポジウム資料、久留倍遺跡シンポジウム実行委員会、2004
 - ・ 服部芳人「久留倍官衙遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』条里制・古代都市研究会、2009
 - ・ 山中章「三関と鈴鹿関」『亀山市史ウェブ版 通史編』亀山市、2011

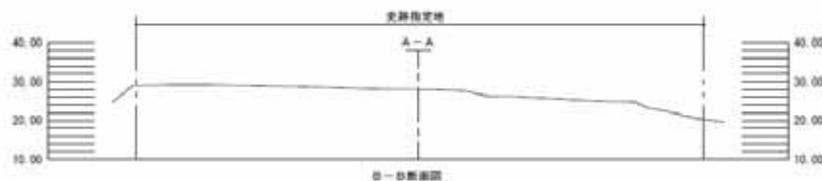
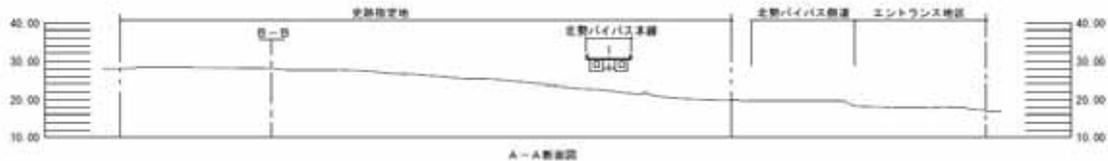
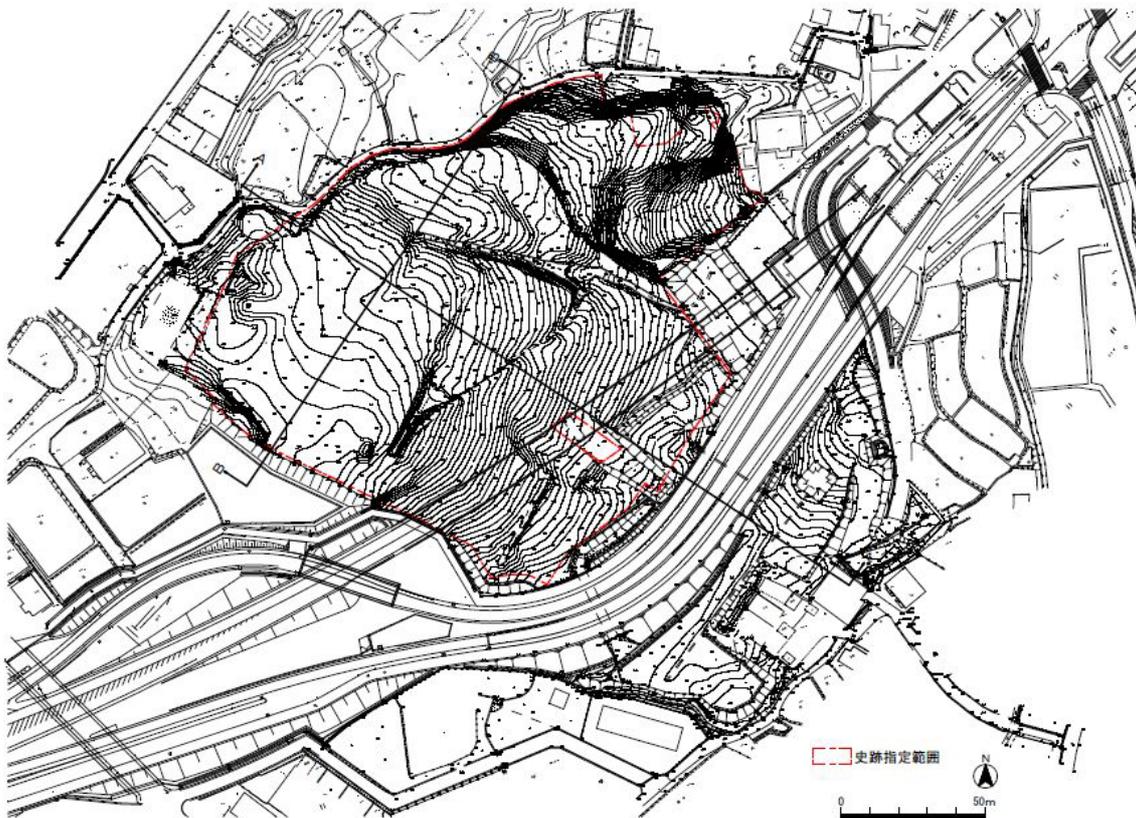


主要遺構図（縮尺は任意）

第3節 自然条件

地形

- ・史跡指定地の地形は、東向き傾斜面で標高約 20.0～29.0m である。ただし、西側はほぼ平坦で標高は約 27.0～29.0m である。
- ・史跡指定地の中央から北東方向にかけてはやや急な谷地形で、標高で約 15.0～27.0m の落差がある。
- ・現況は、全面に渡って発掘調査により一度表土・包含層を除去した後、遺構面から約 0.5m の埋め戻しを行っている。
- ・史跡指定地外の東側は、北勢バイパスの側道建設により盛土がされており、史跡指定地東端は標高約 20.0m であるが、道路面は標高約 23.5m である。
- ・エントランス地区の一番低い場所は北東側で、標高約 14.0m である。

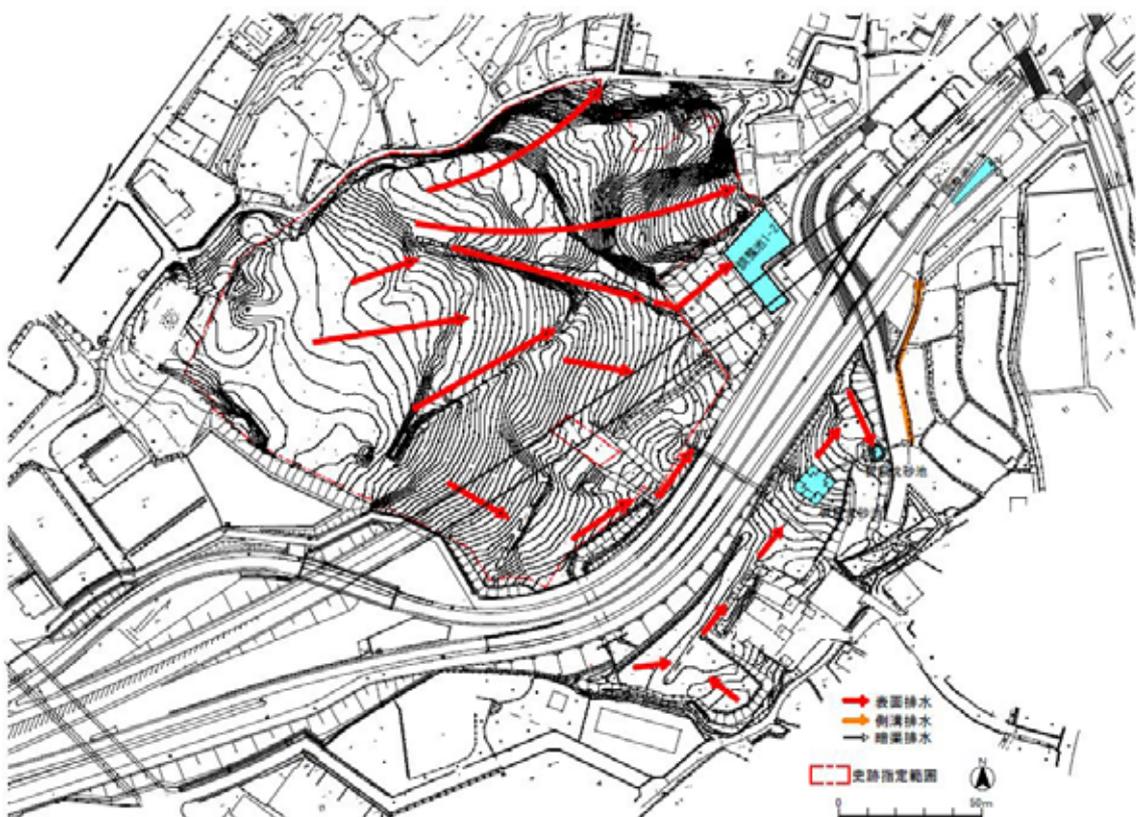


植生・景観

- ・ 史跡指定地は、発掘調査前は畑作を中心とした耕作地が中心であったが、発掘調査後は埋め戻され、現在は雑草が生い茂っている。
- ・ 史跡指定地から東側のへの景観は、かつては伊勢湾が望めていたが、北勢バイパスの本線高架橋の建設によって、政庁からは伊勢湾は望むことはできなくなった。しかし、斜面に位置している正倉院からの視線は高架橋の下になるため、伊勢湾を望むことは可能である。
- ・ 西側の遠方には、鈴鹿山脈から延びる丘陵地が望め、幼稚園が史跡地とは道を挟んでまじかに見ることができる。
- ・ 北側は、北勢バイパスが北進しており、その先には伊勢湾岸自動車道が望める。北西方向には縄生廃寺が所在する朝日町の丘陵地帯が望める。
- ・ 南側は、北勢バイパスを挟んで、小高い山が望むことができる。

水系

- ・ 史跡指定地地区は、西から東へと傾斜しているため、雨水排水は概ね地形に沿った形で流れ、北勢バイパスの調整池 1-2 もしくは、北勢バイパス側道直下の横断暗渠を通してエントランス地区の仮設沈砂池を通して北勢バイパスの調整池 1-1 へ仮排水されている。
- ・ エントランス地区は、発掘調査前は西から東へと緩やかな傾斜を呈していたことから、地形に沿って北東・北・南東の三方に排水されていたが、発掘調査後、南から北へ傾斜をつけて埋め戻しを行い、仮設沈砂池を通して北勢バイパスの調整池 1-1 へ仮排水されている。
- ・ 史跡指定地地区の北側と西側は発掘調査前の地形が残っており、北側へ自然排水されている。



第4節 社会条件

土地利用

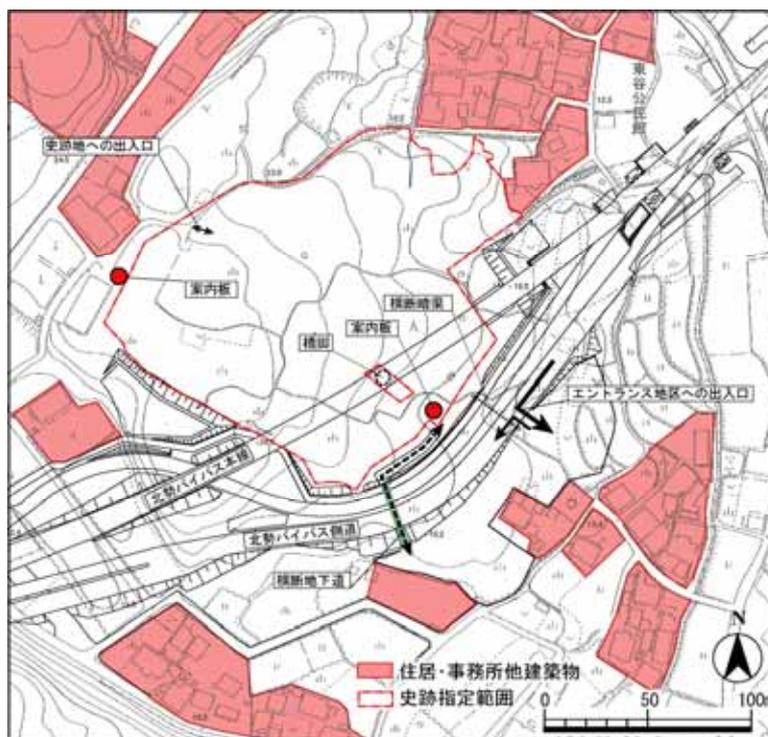
- ・現況土地利用は、大半が雑種地である。
- ・史跡指定地地区の東地区には北勢バイパス本線の高架橋及び橋脚が、史跡指定地地区とエントランス地区の間には北勢バイパス側道が通過している。その為、四日市市と国土交通省の管理地が計画地内には存在する。

構造物

- ・史跡指定地地区の東地区東寄りに北勢バイパス本線の橋脚が設置されている。
- ・史跡指定地地区の西地区指定地外（赤道上）及び、東地区（北勢バイパス側道沿）には、案内板が設置されている。
- ・北勢バイパス側道下には、史跡指定地地区とエントランス地区を結ぶ横断地下道及び横断暗渠が設置されている。

その他

- ・史跡指定地地区の法規制は、文化財保護法の史跡指定地地区の他、全域が都市計画区域の市街化区域の中の用途別で第1種中高層住居専用地域である。
- ・史跡指定地地区の主たるアクセスは、北勢バイパスの下り側道からエントランス地区へのアクセスが車による主要アクセスとなり、史跡指定地地区へはエントランス地区から横断地下道を通してアクセスすることとなる。
- ・歩行・自転車によるアクセスは、周辺の市道等を通して史跡指定地地区・エントランス地区へアクセスする。



第5節 関連計画

四日市市では、市の目指すべき都市像や基本目標を示し、今後 10 年間のまちづくりの方向性を明らかにする目的で、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の『四日市市総合計画 2011 年度 2020 年度』（以下、総合計画）を平成 23 年 3 月に策定している。

この総合計画においては、都市像を実現するための具体的な施策を進めていく上で、まちづくりを以下の 5 つの分野に分け、それぞれの観点から目指すべき方向を描き、基本目標として位置づけることとしている。

- 1 都市と環境が調和するまち
- 2 いきいきと働ける集いと交流のあるまち
- 3 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち
- 4 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち
- 5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち

この 5 つの分野の中で、「5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち」を実現させる為の政策として以下の 4 つの政策があげられている。

- 基本的政策 1 自ら学ぶ力と豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成
- 基本的政策 2 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり
- 基本的政策 3 スポーツを通じた元気なまちづくりの推進
- 基本的政策 4 コミュニティの維持・充実と生涯学習の推進

久留倍官衙遺跡の整備事業は、「基本的政策 2 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり」に以下のように位置づけられている。

「国指定史跡久留倍官衙遺跡については、小中学生の積極的な参加や学習の場となるよう整備を進めるとともに、訪れた人々が歴史を体験し学習できるよう、保存・整備します。あわせて、四日市ゆかりの歴史をたどるコース設定など、他の歴史・文化施設や関連する史跡とのネットワークを形成し情報発信力を高めます。」

第6節 整備方針

基本計画や関連計画を踏まえ、また遺構の概要、敷地条件を考慮に入れ、基本設計立案に向けての整備方針を整理しておく。

久留倍官衙遺跡の特徴

～ 期を通して官衙の特徴が認められる。

政庁や正倉院等が時期ごとに場所を違えて展開する。

八脚門を備え、東を向く政庁は、官衙としては全国的にも希少な事例である。

区画溝で囲まれた正倉院の全体像が明らかになっている。

壬申の乱及び聖武天皇の東国（伊勢）行幸といった史実との関連がうかがわれ、日本古代史解明の上で、考古学・歴史学・国文学的にも極めて重要な意味を持つ。

計画地の位置づけ

後世まで保存継承されるべき貴重な文化財を有する空間

久留倍官衙遺跡は、四日市市はもとより、全国的にみても貴重な歴史的文化遺産であり、計画地は後世まで保存継承されるべき文化財を有する空間として位置づける。

地域のシンボル空間

人々が集い、地域の歴史や文化を通じて古代への想いを馳せ、文化財を大切にすることを育み、地域に対する誇りや郷土愛を醸成するきっかけとなるシンボル空間として位置づける。

地域における歴史と文化の身近な公園空間

地域の歴史や文化を知ることができ、また、憩いの場として活用することが可能であることから、地域における歴史や文化と身近にふれあえる公園として位置づける。

歴史や文化をテーマとしたネットワークの拠点空間

市内外の関連施設との連携を図り、歴史や文化をテーマとした学習や観光レクリエーション活動のネットワークのひとつの拠点空間として位置づける。

整備の基本方針

遺跡の特徴・計画地の位置づけを念頭に、整備の基本方針を以下のように設定する。

遺構の保存を大前提とし、遺構面を覆土等により保存する。

官衙のもつ特徴、価値が顕在化するよう、各遺構の復元や表示等の整備を行う。

奈良時代の歴史や地域の歴史を学ぶことのできるガイダンス施設の整備を行う。

来訪者のための休養施設、便益施設、安全管理施設等を整備する。

遺跡の特徴を、できる限り分かりやすくなるよう表現していくことに努める。

整備目標

整備の基本方針を踏まえ、整備目標を以下のように設定する。

- 壬申の乱・聖武天皇行幸のゆかりのある地として、訪れた人々が歴史を追体験し、古代の役所の姿や、往時のダイナミックな歴史の展開に思いを馳せることができる空間とする -

第3章 基本設計

前章でまとめた整備方針を踏まえ計画地全体の利活用を以下のように考える。

史跡指定地地区については、各時期の特徴や地形上の制約から西地区の政庁跡をメイン空間として捉え、久留倍官衙遺跡のシンボル空間としての整備を行うものとする。併せて広大な丘陵の良さを活かした憩いの広場としての利用に供するとともに、体験型行事や史跡地を活用したイベントなどの事業に対応した計画とする。東地区については、傾斜面となり利活用は限られるため、遺構表示等の整備を行う。エントランス地区については、車による主要アクセスとなることから駐車場を整備するとともにガイダンス施設の整備を行うものとする。

以下、主な計画について述べる。

第1節 遺構整備計画

遺構整備対象時期

遺構整備においては、時期の異なる遺構を同一に表示整備すると見学者が同時期に表示されている建物が存在したとの誤解を招くため、一般的にはその遺跡の特徴を表す時期の遺構を選んで表示を行う。ただし、平城宮跡など広大な面積を持ち明確にゾーン区分が行える場合は、第1次大極殿と第2次大極殿を整備している例や、弥生時代遺構・古代の遺構等大きく時代の異なる遺構群をゾーン分けを行い整備をしている事例がある。

本整備においては、～期を通して官衙の特徴が認められ、その変遷過程に意義があることから、時期やゾーン区分を勘案した上で、基本計画及びその後の発掘調査の成果を踏まえて、時期の異なる遺構について同時に整備を行うこととする。ただし、整備手法を分け、かつ、十分な解説を見学者に行い、誤解を与えないようにする必要がある。

遺構整備対象の時期は、東向きの政庁として建物が配置された～期、その政庁を壊し南向きの空間を意識した長大な東西棟を中心とした建物群で構成される～期、正倉院として建物の企画性が最も整った～期の遺構について整備対象時期とする。

ただし、遺構の性格や時期変遷については複数の考え方があるため、解説板やバーチャル表示などに工夫を行い、見学者が複数の情報を得ることのできる整備を行う。

久留倍官衙遺跡時代区分

大区分	細区分	年代	主な遺構	主な遺構展開場所
第 期	-	7世紀末から8世紀初頭	廂付南北建物・東西建物・総柱建物	斜面
	-	8世紀前半	正殿・脇殿・八脚門・正倉	平坦部・裾部
第 期	-	8世紀前半から8世紀後半	長大な東西側柱建物・側柱建物・堀を伴う建物	平坦部・裾部
	-		長大な東西側柱建物・側柱建物・総柱建物・堀を伴う東西に並列する側柱建物	平坦部・裾部
	-		東西側柱建物3棟・南北側柱建物・廂付建物・総柱建物	平坦部・裾部
第 期	-	8世紀後半から9世紀末	東西建物・正倉・溝	平坦部・斜面
	-		正倉・溝	斜面
	-		正倉・溝	斜面

裾部は北勢バイパス工事により遺存していない。

遺構整備方針と想定される整備手法

遺構整備を行うにあたっては、遺構の保存を大前提とする。また、復元・表示整備等は、発掘調査成果等しかるべき整備根拠に基づいて実施する。

次に建物跡遺構の想定される整備手法を示しておく。

整備手法

整備手法	整備内容	メリット	デメリット
遺構復元 展示整備	発掘調査で確認された建物跡から、久留倍官衙遺跡と同じ時代の現存する建物や絵画史料等を参考に、大きさ・構造・材料・工法等を推定して、かつてあった建物の形姿を復元する整備。 その遺跡の特徴的な建物であり復元が可能なものについて行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の大きさ（広さ・高さ）や構造が理解できる。 ・古代の姿を目で見て理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復元された建物が、唯一無二の建物と誤解される。 ・学術的な裏づけが必要なため、調査・研究に時間がかかる。 ・基本的に現代工法・部材での建築ができない。 ・整備費用、維持管理費用が最も高い。
遺構立体 表示整備	発掘調査で確認された建物跡から、久留倍官衙遺跡と同じ時代の現存する建物や絵画史料等を参考に、建物の立体的な大きさのみを表示する整備。 その遺跡の特徴的な建物で大きさが表示可能なものについて行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の広さ・高さが理解できる。 ・現代工法・部材での建築が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造は理解できない。 ・表現の一部が具体的であるため、当時の建築物を表していると誤解される。 ・現代の休憩施設と誤解される。 ・整備費用、維持管理費用が高い。
半立体 表示整備	発掘調査で確認された建物跡から、建物の平面的な大きさや建物の柱跡等が確認できる痕跡について、柱跡がある程度の高さまで表示する整備。 遺構の大きさが想定可能なものについて行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の広さ、柱の存在は理解できる。 ・休憩用の腰掛けとしても利用可能。 ・整備費用・維持管理費用が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ・構造は理解できない。 ・中途半端な立体物は、平面的な活用に制約がかかる。
遺構平面 表示整備	発掘調査で確認された建物跡から、建物の平面的な大きさのみを表示する整備 遺構の平面的大きさが明確なものについて行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の建物や変遷の様子を表示できる。 ・見通しがよく、使いやすい空間になる。 ・整備費用・維持管理費用が最も安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容が平面的であるため、建物の存在や内容が理解しづらい。

遺構復元展示整備



志波城跡（岩手県盛岡市）

遺構立体表示整備



法堂寺廃寺（滋賀県東近江市）

半立体表示整備



秋田城跡（秋田県秋田市）

遺構平面表示整備



志太郡衙跡（静岡県藤枝市）

整備遺構及び整備手法の選定

整備の対象とする遺構は、各時期を代表する遺構を選定した。また、整備手法は、遺構の検出状況や立地状況及び利活用・維持管理の計画を勘案した整備手法を選定した。

【西地区】

西地区における整備手法は以下の点を考慮した整備手法とする。

- ・八脚門は、古代官衙施設の中でも格式の高い形式
- ・塀に囲われた政庁の内部空間は、古代の儀式が行われていた空間
- ・西地区には、樹木や他の建造物による日陰になるものがない
- ・西地区のほとんどは平坦地であり、イベントやレクリエーションなどの利活用が想定
- ・史跡上空を横断する北勢バイパスの車窓からも西地区が望まれる
- ・ 期と 期の建物が重複している

史跡指定地地区（西地区）

区分	細区分	時期	整備対象遺構		整備に向けての根拠の有無等	整備根拠からみた整備手法				備考		
			名称	遺構番号		遺構復元 展示整備	遺構立体 表示整備	半立体 表示整備	遺構平面 表示整備			
史跡指定地地区	西地区	-	正殿	SB 436	・建物の南側の一部は、後世に削平を受けているが、平面的規模は推定可能 ・柱痕跡は明瞭に確認できる ・瓦は出土していないことから、桧皮葺・草葺・板葺が推定される	×						
		-	左脇殿	SB 444	・建物の真ん中（桁行方向）は、後世の溝により削平を受け、柱ほりかたや柱痕跡も削平を受けているものがあるが、平面規模は推定可能 ・建物の南西側の一部は、SB437Aと切りあいがあり、SB444の方が古い	×	×	×				
		-	右脇殿	SB 443	・柱ほりかたの多くは、後世に削平を受け、遺存していない柱ほりかたもある ・東側の柱筋は、明確な痕跡は確認できず ・対となる左脇殿の規模から推定可能か	×	×	×				
		-	八脚門	SB 434	・柱ほりかた・柱痕跡ともに明瞭に確認できる ・瓦は出土していないことから、桧皮葺・草葺・板葺が推定される ・門の両脇には、塀を構成する柱痕跡を一部確認							
		-	倉庫 (正殿西側)	SB 429	・柱ほりかたの一部は、後世に上部が削平を受けているが、ほとんど明瞭に遺存している ・柱は抜き取り痕跡が確認されている	×	×					
		-	倉庫 (正殿西側)	SB 430	・柱ほりかたの一部は、後世に上部が削平を受けているが、ほとんど明瞭に遺存している ・柱は抜き取り痕跡が確認されている	×	×					
		-	政庁の塀	SA 497	・八脚門の両脇と正殿と左脇殿の間は、柱痕跡を確認 ・正殿と右脇殿の間、両脇殿と八脚門の間は、後世の削平が著しく柱痕跡は確認できず ・政庁を構成する建物から規模の推定は可能	×	×					
		-	長大な東西棟	SB 437A	・建物の北東部分は後世の削平に削平を受けている ・1回の建て替えがある(SB437A・B) ・柱痕跡は、SB437Bへの建て替えにより確認できるものない ・柱ほりかたは、SB437Aのほりかたの内側にSB437Bの柱ほりかたが小さくほられているため、明瞭に確認できる。 ・建物の北西側の一部は、SB444と切りあいがあり、SB444の方が古い ・建物の南側部分は、SB438への建て替えによるほりかたと重複している。	×	×	×				

可能
やや難
× 不可

- 期

正殿（1棟）・・・遺構立体表示整備

政庁の中心的な建物であり、遺構復元展示整備もしくは遺構立体表示整備を検討した。発掘調査の結果、建物の一部が後世に削平を受けているため一部推定による遺構立体表示整備とする。なお、立体表示には屋根を設置し、見学者への休養施設（日除け・雨除けなど）やイベント時としても活用できるよう整備を行う。

脇殿（2棟）・・・遺構平面表示整備

政庁を構成する建物として遺構立体表示整備を検討した。発掘調査の結果、後世による削平が著しく、柱痕跡も確認できる箇所が少ないため、両脇殿の配置関係を検討した上で推定を含む遺構平面表示整備とする。

八脚門（1基）・・・遺構復元展示整備

史跡整備のモニュメント施設として復元展示を検討した。発掘調査の結果、遺構の遺存状況も良く、東地区の正倉院や北勢バイパスの高架上からも目に留まる立地状況であることから、遺構復元展示整備とする。

倉庫（2棟）・・・遺構平面表示整備

政庁を構成する建物として遺構立体表示整備を検討した。発掘調査の結果、柱は抜き取られており、柱の規模の推定は困難であること、政庁の塀で囲われた外側に位置し、建物のない平坦面とともに利活用のし易いようにすることから遺構平面表示整備とする。

塀・・・遺構復元展示、半立体表示整備

八脚門とともに遺構復元展示整備を検討した。発掘調査の結果、後世の削平が著しく、柱痕跡も確認できる箇所が少ないが、政庁の内部空間の意義、北勢バイパス高架橋への遮蔽性から八脚門に取り付く塀は遺構復元展示、それ以外は半立体表示整備とする。なお、依存する柱痕跡については半立体の円柱表示、塀もしくは柱痕跡が確認できなかった箇所については生垣表示を行う。

- 期

長大な東西棟（1棟）・・・遺構平面表示整備

政庁の脇殿を壊して造営された長大な建物として遺構立体表示整備を検討した。発掘調査の結果、建て替えやSB438とのほりかたの重複があり、一部抜き取り痕跡は確認できるが、柱痕跡は確認できない。 - 期の左脇殿と塀との重複する箇所もあることから、時期差を明示するため遺構平面表示整備とする。

なお、 - 期の左脇殿も遺構平面表示整備であるため、表示方法については時期の違いがわかる表示方法とする。

【東地区】

東地区における整備手法は以下の点を考慮した整備手法とする。

- ・正倉院は斜面に立地し、イベントやレクリエーションなどの利活用は限られる
- ・正倉院の真上には北勢バイパスの高架橋が通過しており、橋脚や高架橋の維持管理が必要
- ・道路利用者・史跡公園利用者の双方に対する安全対策が必要

史跡指定地地区（東地区）

区分	細区分	時期	整備対象遺構		整備に向けての根拠の有無等	整備根拠からみた整備手法				備考
			名称	遺構番号		遺構復元 展示整備	遺構立体 表示整備	半立体 表示整備	遺構平面 表示整備	
史跡指定地地区	東地区	-	正倉	SB 400	・建物の南東側の一部は、後世に削平を受けているが、平面的規模は推定可能 ・柱ほりかた・柱痕跡ともに明瞭に確認できる					
		-	正倉	SB 420B	・2回の建て替えがある(SB420A・B・C) ・柱ほりかたは明瞭に確認できる ・SB420Cへの建て替えのため、柱痕跡は確認できず	×	×			SB420Cを参考に表示か
		-	正倉	SB 421B	・2回の建て替えがある(SB421A・B・C) ・柱ほりかた・柱痕跡ともSB421Cへの建て替えや後世の削平により確認できるものは少ないが、平面的規模は推定可能。	×	×	×		SB421Cを参考に表示か
		-	正倉	SB 422B	・2回の建て替えがある(SB422A・B・C) ・柱ほりかた・柱痕跡ともSB422Cへの建て替えにより確認できるものは少ないが、平面的規模は推定可能。	×	×			SB422Cを参考に表示か
		-	正倉	SB 424B	・1回の建て替えがある(SB424A・B) ・建物の南側の一部は、後世に削平を受けているが、平面的規模は推定可能 ・柱ほりかた・柱痕跡ともに明瞭に確認できる	×				
		-	正倉	SB 426B	・建物の南東側の一部は、後世に削平を受けているが、平面的規模は推定可能 ・柱ほりかた・柱痕跡ともに明瞭に確認できる	×				
		-	正倉	SB 452B	・1回の建て替えがある(SB452A・B) ・建物の中央部の一部は、後世に削平を受けているが、平面規模は推定可能 ・柱ほりかた・柱痕跡とも明瞭に確認できる	×				
		-	正倉の区画溝	SD 312 SD 891 SD 899 SD 900 SD 902 SD 903	・東側は良好に遺存。入り口施設である土橋有 ・西側は南寄りの一部が遺存しているが、大半は後世による削平を受けている ・南側は中世の溝が検出されたが、古代の溝を踏襲していると推定 ・北側は東寄りの半分ほどが遺存しているが、西寄りには後世に削平を受けている	×	×			

可能
やや難
× 不可

- 期

正倉（7棟）・・・遺構平面表示整備

遺存している正倉は、建て替えや後世に一部の削平を受けているものの、概ね良好な遺存状況である。ただし、立地状況による利活用や高架橋の維持管理を考慮すると、正倉については遺構平面表示整備を行う。

区画溝・・・遺構平面表示整備

東側の区画溝は、溝や入り口施設等も良好に遺存しているが、他の三方の遺存状況は後世の削平が著しいが、四隅のうち三隅は遺存もしくは後世の利用状況から想定できるため、四方を囲む規模は推定できる。ただし、東西方向の溝は遺存状況も悪く、西から東に向かって斜面が下降しているため、溝状に表示すると雨水等が勢いよく流れることも想定されるため、区画溝については遺構平面表示整備とする。

復元建物構造・管理

復元建物の構造は、木造掘立柱建物の場合、伊勢神宮の式年遷宮が20年毎に行われるように掘立柱の根入れ部分が腐りやすく、耐用年数が短いという欠点がある。しかし、礎石建物の法隆寺等約1,400年前の木造建築物が現存することでも分かるように、根入れ部分の防腐処理を行えば、耐久性を保つことも可能である。また、防腐処理木材を使用する場合、以後の再防腐処理により防腐効果の存続が図れる。木板葺き屋根は、5年程度ごとの防腐再塗装を行うことが望ましい。以上のことも勘案し、構造については維持管理コストも検討を行い実施することとする。

管理については、エントランス地区のガイダンス施設からは死角となるため、日中・夜間とも赤外線監視システムや監視カメラによる防犯管理を行うこととする。



整備計画平面図

第2節 ガイダンス施設等の計画

ガイダンス施設の理念

ガイダンス施設は、以下の理念のもとに、機能・内容を計画する。

久留倍官衙遺跡だけでなく、伊勢国朝明郡の歴史的環境や地理的環境を紹介(情報発信)し、それを学習することで、郷土のよさを再発見できる施設とする。

久留倍官衙遺跡を活用した学校教育や生涯学習に対応できる施設とする。

ガイダンス施設の機能

上記の理念のもとに、以下の機能を備えた施設とする。

管理・運営機能

久留倍官衙遺跡の管理・運営の機能を有する。史跡地の管理や体験学習をはじめ、展示ガイダンス、情報発信などの企画運営とともに各施設を中心的に管理する。

展示ガイダンス機能

見学者の理解を助け、久留倍官衙遺跡の全体像や特徴、価値をわかりやすく伝えるため視聴覚機器を用いたビジュアル展示や遺物展示、写真パネルの展示等を行う機能を有する。また、学校教育などに対応する学習機能も兼ね備える。

学習・普及機能

小中学校における歴史学習プログラムを作成し、教師や児童・生徒に提供する。また、語り部や歴史発見ボランティアなどの活動支援を行う。なお、学習・普及機能を推進するにあたっては、四日市市立博物館の事業とも連携を図りながら行うものとする。また、学習・普及機能については、第6節「利活用計画」においてさらに詳しく述べるものとする。

以上の機能を満たす施設として、事務室を備える。事務室には、史跡地全体やガイダンス施設等の日常的な維持管理、見学案内・体験学習指導に対応できるスタッフを常駐させるものとする。

ガイダンス施設の展示概要と周辺施設との連携

ガイダンス施設では、久留倍官衙遺跡と古代朝明郡の歴史を紹介する展示を行う。また、学習スペースも兼ねることができる施設とする。学習スペースでは、四日市市立博物館や四日市地域総合会館あさけプラザで実施している各種事業と連携を図る。

四日市市立博物館(久留倍官衙遺跡から約7km・車約15分)は、地質時代から現代までの四日市市及び北勢地域のあゆみを常設で展示しており、この地域に関わるテーマを中心に様々な分野を取り上げて特別展示も実施している総合博物館である。市立博物館の5つの基本理念(市民の創造性を高めます。郷土を大切にすることを育みます。世代をつなぎます。歴史を未来に活かします。学校教育をより豊かなものにします。)の達成を図るため、「子ども博物館教室」「大人の社会科」「ミュージアムセミナー」といった各種教室を行っている。

四日市地域総合会館あさけプラザ(久留倍官衙遺跡から約1km・徒歩約15分)は、四日市市および三重郡の住民を対象とした文化・教養・福祉・スポーツ・創作・学習・保健などの様々な活動が可能な広域複合施設として設置されている。この施設には、ホール、体育館、図書館、各種の創作学習室(料理室・美術室・音楽室・陶芸室・茶室)展示会議室、老人福祉施設、保健衛生施設などいろいろな目的に利用できる機能が備わっている。

【展示概要】

伊勢国朝明郡と壬申の乱・聖武天皇東国行幸

伊勢国朝明郡は、「壬申の乱」「聖武天皇東国行幸」と深い関係がある。この2つの出来事と伊勢国朝明郡との関わりを、映像展示やパネル展示などで解説する。

古代の役所の姿と伊勢国朝明郡

古代の役所の姿（役所の役割や民の生活など）を紹介し、古代の伊勢国朝明郡を遺物・パネル展示などで解説する。

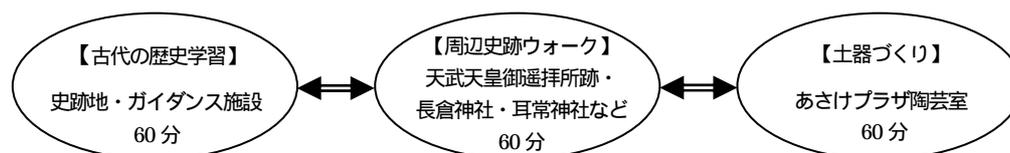
久留倍官衙遺跡と朝明郡衙

発掘調査で確認された各時期に関する遺構・遺物・性格を紹介すると共に、古代の役所の機能や民の生活との関わりを、映像展示や遺物・模型・パネル展示などで解説する。

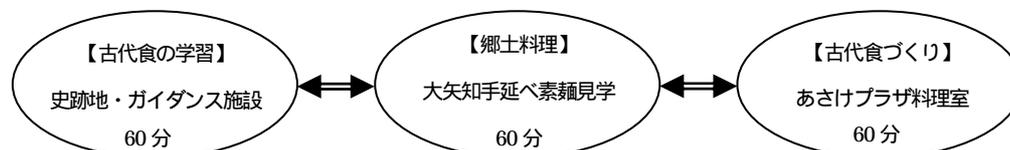
【周辺施設との連携プログラム（想定）】

古代の役所の姿や、往時のダイナミックな歴史の展開に思いを馳せながらも、現代の私達のくらしとどのように繋がっているのかを学習・体験できるようなプログラムを、周辺施設や地域の特性に応じて以下のように想定する。

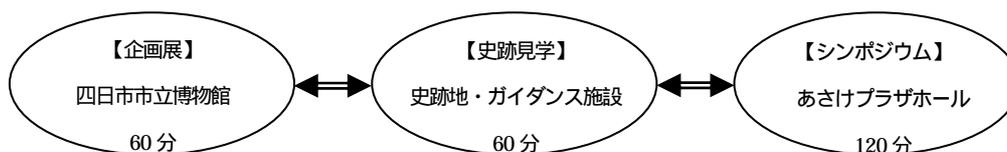
古代の歴史と土器づくり（約3時間）



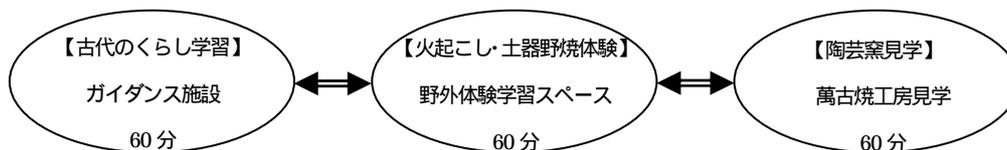
古代食と郷土料理（約3時間）



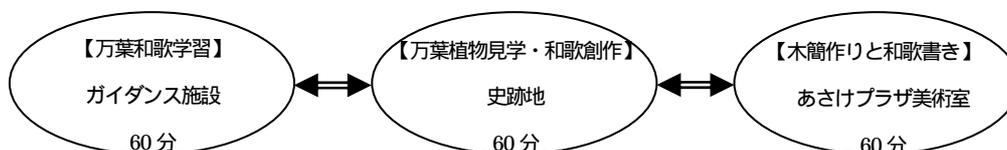
歴史企画展とシンポジウム（約4時間）



火の文化体験学習（約3時間） 古代の歴史と土器づくりプログラムとの連続学習も可能



万葉和歌創作と木簡作り（約3時間）



ガイダンス施設の必要諸室およびスペース

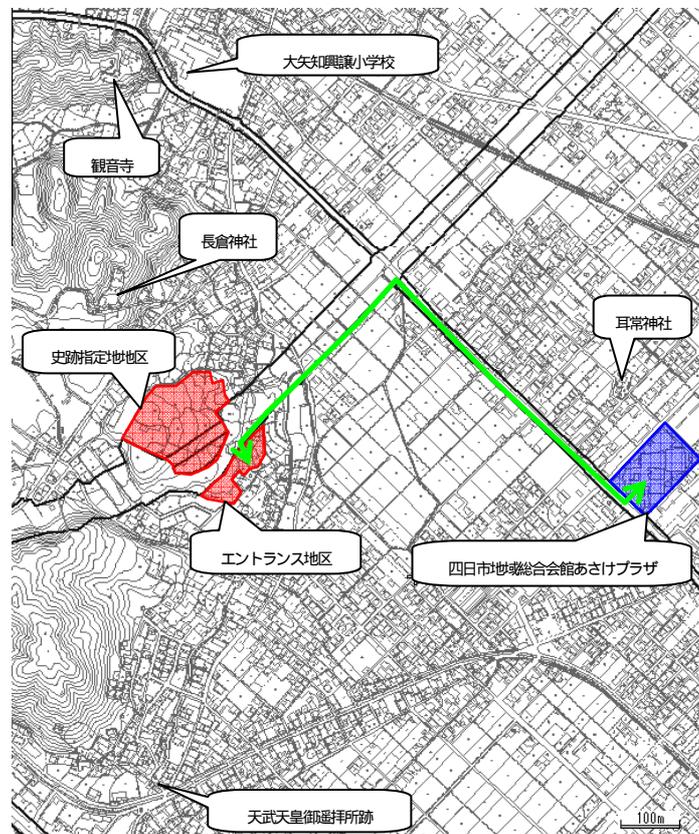
前述の機能および展示内容を果たせるよう、以下の諸室およびスペースの整備をはかる。なお、施設の規模は、述べ床面積約 140 m²を想定するが、利活用の具体的な内容を考慮し、設計を行うものとする。また、ガイダンス施設の野外部分を体験学習などに有効に活用できるように整備をはかる。

(1) 展示ガイダンス室・・・約 70 m²

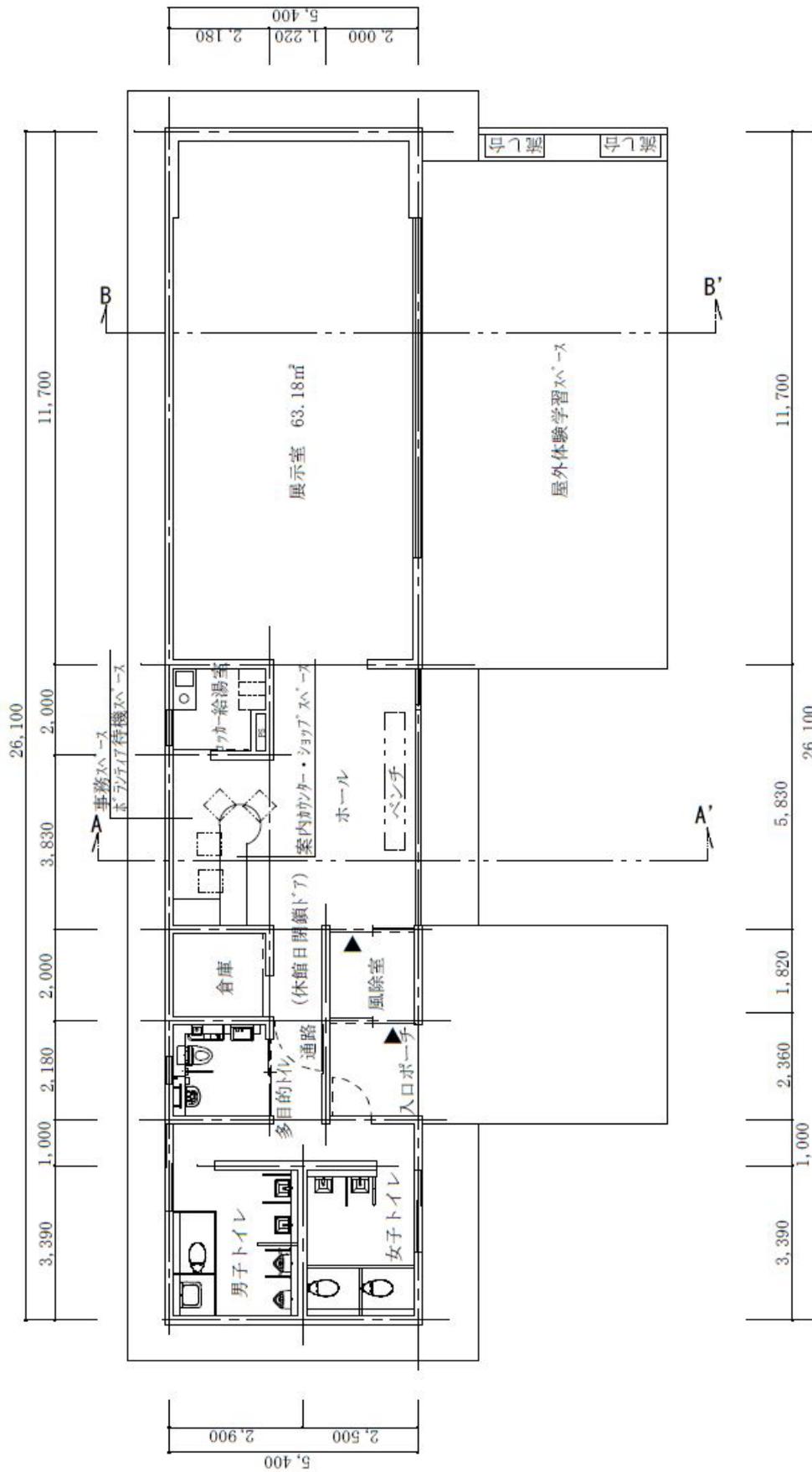
遺物・模型・パネル及び映像により、来場者に久留倍官衙遺跡と関連施設の紹介を行う展示スペースとする。なお、展示については、学習スペースも考慮し展示計画を行う。

(2) その他・・・約 70 m²

事務室、トイレ、ホールなどの諸室が必要である。トイレはガイダンス施設の閉館日（年末年始を除く）も利用できる施設とする。



久留倍官衙遺跡と周辺施設



ガイダンス施設概要図

その他関連施設

その他関連施設として、以下の施設を整備するものとする。

学習案内施設

学習案内施設として、案内板・説明版・名勝称板を設置する。表示方法については、第3章第1節で述べたように、遺構の性格や時期変遷については複数の考え方があるため、見学者が複数の情報を得ることのできる表示を行う。

(1) 案内板

計画地全体の施設配置や内容等を、史跡地指定地区やエントランス地区の出入口に設置する。

(2) 説明板、名称板

整備遺構等についての解説を、適宜設置する。

園路・広場施設

園路、広場施設については、遺構整備計画にあわせたゾーン区分(平坦面・斜面)に応じた整備を行うこととする。

(1) 園路

幅員約3mの見学用、管理用園路を整備する。園路付近には遺構表示もあることから、遺構表示との混同をさける整備を行うこととする。

(2) 政庁広場及び学習広場

政庁及び政庁の南側(平坦面)に屋外での歴史体験学習や憩いの場となるよう草地広場を整備する。

(3) 正倉院広場

正倉院の範囲(斜面)については、遺構は平面表示であることから、舗装材については整備された遺構にふさわしい色、仕様の材料を用いる。また、雨水の流出量の抑制を図るため、透水性の舗装材を用いる。

休養施設

休養施設として、四阿・ベンチ・縁台などを適所に設置する。設置にあたって、遺構表示や景観にふさわしい仕様・デザイン等とする。

便益施設

(1) 駐車場、駐輪場

エントランス地区に整備する。なお、管理計画については、第3章第5節「管理・運営計画」に述べることとする。

(2) トイレ

ガイダンス施設内に設置する。なお、管理計画については、第3章第5節「管理・運営計画」に述べることとする。